

青森県報

号外第二十号

令和元年
六月二十四日
(月曜日)

目次

規 則

○青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……

規 則

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「若しくは第五項第三号」を「、第五項若しくは第六項第三号」に、「若しくは第八十六条の二第二項若しくは第三項」を「、第八十六条の二第二項若しくは第三項若しくは第八十七条の三第三項、第五項若しくは第六項」に改め、同項第二号中「若しくは第八十六条の六第二項」を「、第八十六条の六第二項、第八十六条の八第一項若しくは第三項(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」若しくは第八十七条の二第一項」に改める。

第五条及び第七条中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第十条第一項の表第一号中「以上のもの」を「を超えるもの」に改め、同表第二号

中「以上のもの」を「を超えるもの」に改め、同条第二項第一号中「建築物、」を「建築物並びに」に、「又は旅館」を「若しくは旅館」に、「に限る。」並びに同項第五号に掲げる建築物を「又は法別表第一(欄四項に掲げる用途に供するものに限る。）」に改める。

第十五条第一項の表に次のように加える。

法第八十七条の三第三項、第五項又は第六項の規定による許可	使用建築材料表 室内仕上げ表
------------------------------	-------------------

第十七条第三号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

附 則

この規則は、令和元年六月二十五日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭